

# 2023年10月開始 インボイス制度前後で やるべきこととは？



10分で  
読める

今とこれからすべきことを解説！

## 『インボイス制度』 徹底対策

インボイス制度のポイントや、企業がすべきことなど、  
税理士が徹底的に解説いたします！



さくち のりあき  
税理士 菊池 典明 氏

PROFILE ◆ 辻・本郷 税理士法人 DX 事業推進室 税理士 / 辻・本郷 IT コンサルティング株式会社  
取締役。2015年より経営企画室に所属。クライアントのクラウド会計の導入やDX推進に携わる。  
2021年より現職。

# 今とこれから

すべきことが丸わかり!

# インボイス制度で何をやる? 対策講座

この講座で  
分かること!

- ✓ インボイス制度の概要…………… P2~P3
- ✓ インボイス制度開始前後でやるべきこと(売り手・買い手側)…………… P4~P8

## インボイスとは何? 損する可能性も!?

インボイス制度とは、2023年10月1日から導入される消費税に関する新しい制度で、ひと言でいえば、「消費税の適正な仕入税額控除を行うための制度」です。そのために必須となるのが「インボイス」です。

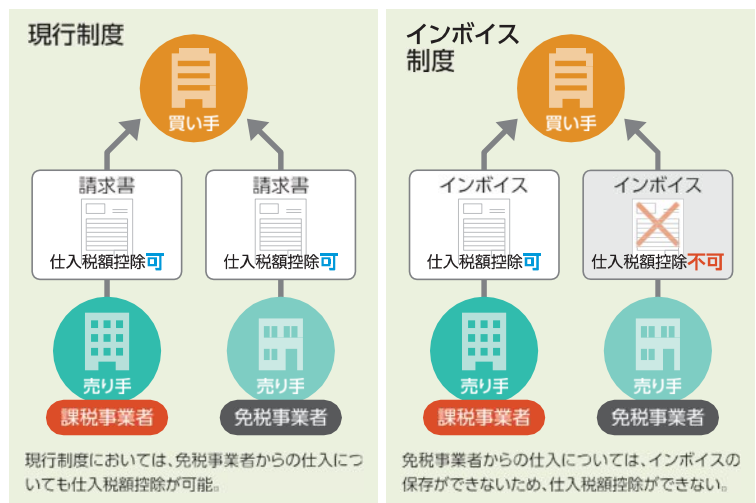
インボイスとは、

- ① 適格請求書発行事業者が発行する
- ② 適格請求書(インボイス)

のこと。

- ①は消費税を納税している課税事業者が税務署に申請すると登録され、番号が付与されます。
- ②はその番号や消費税額が適格に記載された請求書という意味で「適格請求書=インボイス」と呼ばれます。

そして、インボイス制度がスタートすると、買い手(発注者・請求書受領者)が売り手(受注者・請求書発行者)からの仕入で仕入税額控除ができるのは、この適格請求書がある場合のみとなります。したがって、個人などの免税事業者との取引では仕入税額



控除ができなくなります。つまり、しっかり対応しないと、買い手側が仕入税額控除できず、損をする可能性があるというのが、インボイス制度の大きなポイントなのです。

## 仕入税額控除とは?

消費税は事業者が納付します。ただし、納付する金額は「売上税額(売上の際、消費者などが負担した消費税)」の全額ではなく、この売上税額から「仕入税額(仕入の際、事業者が負担した消費税)」控除した金額を納付します。つまり、

$$\text{売上税額} - \text{仕入税額} = \text{納付税額}$$

となります。こうして仕入税額を控除することを仕入税額控除と言います。

例えば、B社がA社から7万円で商品を仕入れ、消費税額が7000円、その商品をB社が消費者に10万円で販売し、消費税額が1万円だったとします。この場合、B社は消費税を1万円納付するのではなく、

$$\text{売上税額1万円} - \text{仕入税額7000円} = \text{納付税額3000円}$$

となり、3000円の納付で済むこととなります。

ただ、インボイス制度が始まり、A社が免税事業者だった場合、B社は仕入税額控除ができなくなります。つまり、納付税額は1万円となり、7000円の負担増となってしまいます。



■B社が納付する消費税額は現行制度であれば  
売上税額1万円 - 仕入税額7000円 = 納付税額3000円

■インボイス制度開始後、A社が免税事業者であれば  
売上税額1万円 - 仕入税額0円 = 納付税額1万円

つまり、7000円の負担増に!

## 目的はわかりにくさの解消

インボイス制度が導入される目的の一つは、8%（軽減税率）、10%と複数の税率が設定されている現行の消費税制度のわかりにくさを解消することです。適格請求書には消費税額を明確に記載することが決められているため、売り手も買い手もこの取引で消費税がいくら掛かっているのかが、ひと目でわかるようになります。

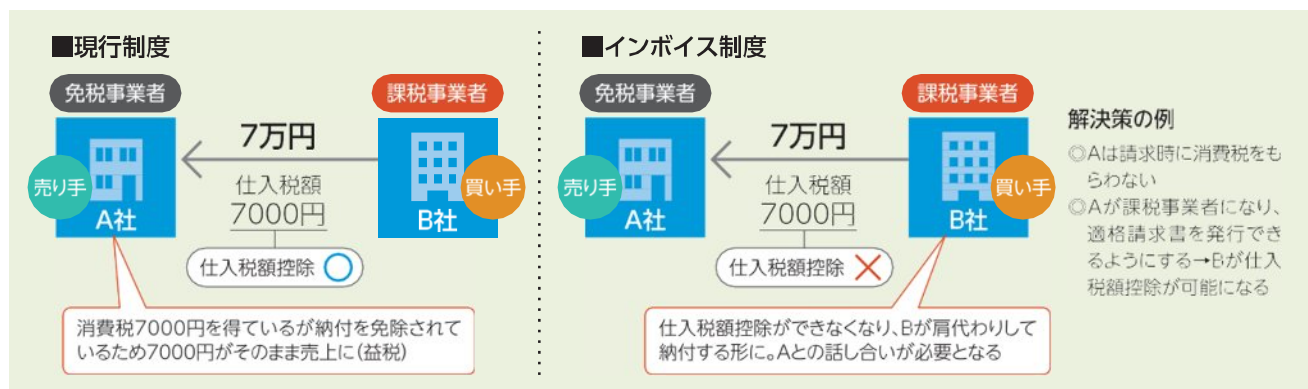
消費税額が明示されているため、売り手も買い手もわかりやすい

請求書		
〇〇商店 御中		●●商事(株)
登録番号 T1234567890123		
12月分 21,800円(税込)		
日付	品名	金額
12/1	牛肉(※)	5,400円
12/8	タオル	5,500円
⋮	⋮	⋮
合計		21,800円
10%対象	10,000円	消費税 1,000円
8%対象	10,000円	消費税 800円
注)※印は軽減税率8%適用商品		

## さらに、問題だった“益税”の解消も

そして、もう一つが売り手の免税事業者が買い手から消費税を得ているにも関わらず、納税を免除されているため、消費税が売上の一部となっている“益税”問題の解消です。従来、売上1000万円以下の個人や事業者は、消費税の納税が免除されていました。こうした免税事業者から商品やサービスを仕入れる場合でも、買い手は仕入税額控除が可能でした。

しかし、インボイス制度開始後は売り手が免税事業者だった場合、買い手は仕入税額控除ができなくなります。買い手となる課税事業者が代わりに納税する形となります。両社が話し合い、「免税事業者が消費税を請求しない」「免税事業者が課税事業者となり、適格請求書を発行できるようにする」などの解決策の検討が必要となるでしょう。



## さあ、対策を始めましょう! 制度開始前後でやるべきことはこれ!

インボイス制度で何をすべきかをわかりやすくまとめたのが下の表です。ポイントとなるのが、制度開始の前と後で行うべき対策があることと、受注者であり請求書を発行する側の売り手と、発注者であり請求書を受領する側の買い手とは、それぞれ行うことが

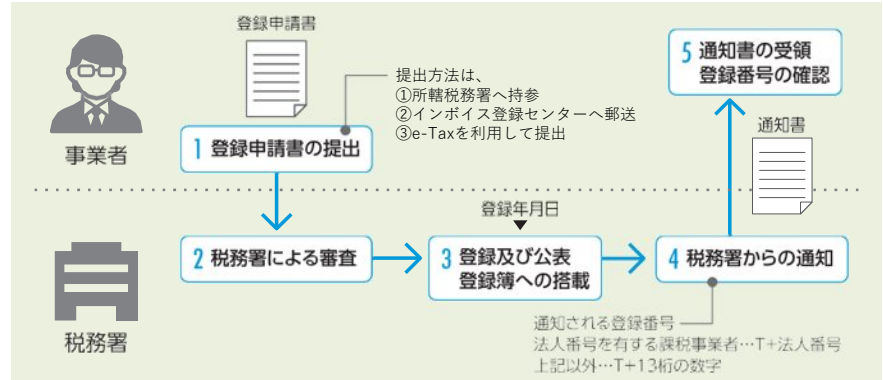
あることです。ただ、多くの事業者が売り手であり、買い手であるケースが多いことから、どちらの対策も講じる必要があります。やるべきリストの各項目については、次ページから詳しく解説します。しっかり目を通して、できることから一つひとつ行っていきましょう。

	売り手(受注者・請求書発行者)	買い手(発注者・請求書受領者)
インボイス制度 開始前	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 適格請求書発行事業者の申請 ▶2023年3月31日まで →F4</li> <li>✓ 請求書の項目追加やレイアウト変更 →F4~5</li> <li>✓ (免税事業者)課税事業者の選択検討 →F6</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 経理、営業などの社内勉強会開催 →F6</li> <li>✓ 取引先に申請の状況、請求書の必要項目の記載の確認 →F6</li> <li>✓ 免税事業者とのコミュニケーション →F7</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 電子インボイスに対応したシステムを検討 →F8~9</li> <li>✓ 適格請求書発行・受領時、会計システムへの入力時などの業務フローの構築</li> </ul>	
2023年10月~ インボイス制度 開始後	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 適格請求書発行と控えの保存 →F7</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 登録番号の真正性確認</li> <li>✓ 受領した請求書の適格性の確認</li> <li>✓ 消費税区分の判定</li> <li>✓ 受領した適格請求書の保存 →F7</li> </ul>

# 課税事業者は登録申請から始めましょう

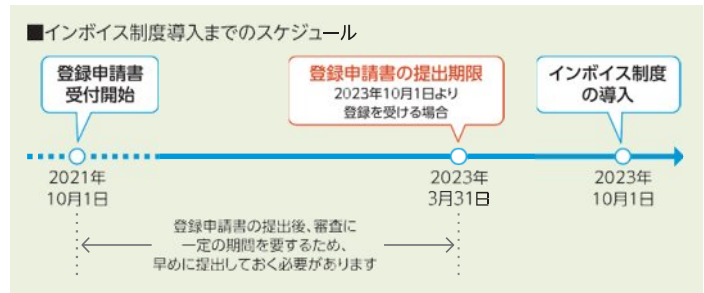
## 今すぐにも行いたい登録申請書の提出

毎年消費税を払っている課税事業者であれば、まず手を付ける必要があるのが、「適格請求書発行事業者の登録申請を税務署に対して行うこと」です。申請は非常に簡単で、所定の事項を記入した登録申請書を所轄の税務署に提出するだけです。税務署での審査を経て、登録番号が決まり、登録簿に掲載されるとともに公表されます。その後、税務署から紙の通知書が申請した事業所に郵送され、登録番号を確認できるという流れです。



## 申請期限を超えると適格請求書が発行できない

“できるだけ早く”申請しましょう。2023年3月31日までに申請を終えていないと、同年10月1日のインボイス制度スタート時に適格請求書が発行できなくなるからです。適格請求書が発行できないと、買い手となる取引先は仕入税額控除ができなくなります。既に申請の受け付けは始まっていますので、インボイス制度対応の最初のアクションとして、できるだけ早く申請を済ませてしまいましょう。



# 請求書の項目追加やレイアウト変更を行う

## 請求書に新たに加える項目は2つ

従来、事業所では請求書の形式に関して、「区分記載請求書等保存方式」を適用し、消費税については、「軽減税率の対象である旨」と「税率ごとに合計した対価の額」を記載してきました。

それが、インボイス制度では、「適格請求書等保存方式」が適用され、新たに「税率ごとの消費税額及び適用税率」と「登録番号」の記載が必要となります。これらの記載によって、その適格請求書が、登録番号が付された正式なものであること、消費税額が明確になり、仕入税額控除の対象や計算が容易になります。したがって、適格請求書の発行に備え、課税事業者は請求書について、こうした記載項目の追加やレイアウト変更を行う必要があります。右の請求書例を参考に、予めフォーマットの変更を検討すると良いでしょう。

●請求書の形式

●記載事項

区分記載請求書等保存方式

請求書

〇〇商店 御中

●●商事(株)

12月分 21,800円(税込)

日付	品名	金額
12/1	牛肉(*)	5,400円
12/8	タオル	5,500円
⋮	⋮	⋮
合計		21,800円
		(10%対象 11,000円)
		(8%対象 10,800円)

注) \*印は軽減税率8%適用商品

適格請求書等保存方式

請求書

〇〇商店 御中

●●商事(株)

登録番号 T1234567890123

12月分 21,800円(税込)

日付	品名	金額
12/1	牛肉(*)	5,400円
12/8	タオル	5,500円
⋮	⋮	⋮
合計		21,800円
		10%対象 10,000円
		消費税 1,000円
		8%対象 10,000円
		消費税 800円

注) \*印は軽減税率8%適用商品

+

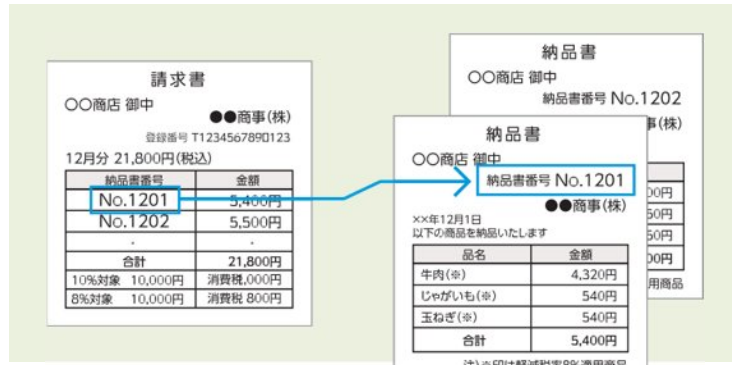
- ① 発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容
- ④ 取引金額
- ⑤ 交付を受ける者の氏名又は名称
- ⑥ 軽減税率の対象である旨
- ⑦ 税率ごとに合計した対象の額

- ⑧ 税率ごとの消費税額及び適用税率
- ⑨ 登録番号

これを加える必要がある!

## 記載事項を複数の書類で分けることも可能

適格請求書として記載が求められる9つの内容は、複数の書類を組み合わせて記載することもできます。例えば、右図のように請求書と納品書に記載事項を分けることも可能です。ただし、こうした複数の書類となると、経理担当者の処理が煩雑となるため、できるだけ一枚に9つの内容を記載することが望ましいです。例として、請求書や納品書を発行する習慣がない不動産業界では、契約書に登録番号と取引内容を記載し、取引日と金額は通帳で補完するという方法も認められます。自社ではどのような方法で行うのかを事前に決めておくとうれしいでしょう。



## 端数処理にルールがある

従来の区分記載請求書等保存方式では、端数処理のルールはなく、請求書において、商品単位ごと(明細行ごと)に端数処理を行うことが可能でした。

一方、適格請求書等保存方式では、端数処理のルールが定められており、8%、10%の税率ごとに合計した対価の額に税率を乗じて消費税額を算出します。つまり、明細行ごとの端数処理は不可と

なり、請求書において、税率ごとに1回の端数処理を行います。

このため、今まで、Excelなどのソフトを使って明細行ごとに端数処理を行っていた事業者は、合計額を税率ごとに端数処理する方法に変更しなければなりません。また、システムで行っていた事業者は、改修が必要となります。いずれにせよ、早めに方針を決めることが重要でしょう。

■明細行ごとと合計額の税率ごとの処理では金額が変わってくる!

区分記載請求書等保存方式			
請求書			
〇〇商店 御中		〇年〇月〇日 ●●商事(株)	
12月分 16,277円(税込)		注) ※印は軽減税率8%適用商品	
日付	品名	金額(税抜)	消費税
12/1	ノート	1,687円	168
12/8	ボールペン	2,869円	286
12/10	ニンジン(※)	5,249円	419
12/15	タマネギ(※)	5,185円	414
		4,556円	454
		10,434円	833

適格請求書等保存方式			
請求書			
〇〇商店 御中		〇年〇月〇日 ●●商事(株)	
12月分 16,279円(税込)		注) ※印は軽減税率8%適用商品	
日付	品名	金額(税抜)	消費税
12/1	ノート	1,687円	—
12/8	ボールペン	2,869円	—
12/10	ニンジン(※)	5,249円	—
12/15	タマネギ(※)	5,185円	—
		4,556円	税率ごと 455
		10,434円	端数処理 834

## インボイス制度には例外がある

インボイス制度では、例外が認められている事項もあります。一つは不特定多数を相手とする事業者の場合は、適格請求書ではなく、一部簡素化した「適格簡易請求書」の交付で良いとされており、業務負担に配慮した形になっています。適格簡易請求書の交付が認められている業種は以下の通りです。

- ①小売業
- ②飲食店業
- ③写真業
- ④旅行業
- ⑤タクシー業
- ⑥駐車場業(不特定多数を相手にする場合に限る)
- ⑦その他

さらに、特例として、事業の性質上、インボイスを発行することが困難なものについては、適格請求書の交付義務が免除されます。また、適格請求書の交付を受けることが困難なものについて、買い手は一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能となり、適格請求書が不要となります。自社の事業がこれらの例外に当たるかどうかを確認しましょう。

### ■簡易にできる項目

	インボイス(適格請求書)	適格簡易請求書
交付を受ける者の氏名又は名称	記載要	省略可
適用される税率	両方記載が必要	どちらか一方を記載すればよい
適用される税率ごとの消費税額		

### ■適格請求書の交付義務免除の事業例 ※買い手は下記を帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能

- ◎3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ◎3万円未満の自動販売機による販売
- ◎郵便切手を対価とする郵便サービス など

### ■帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿記載例

例) 総勘定元帳「旅費交通費」

年月日	相手科目	摘要	税区分	金額
4.1	現金	JR 運賃 公共交通機関	10%	157円
4.2	現金	●●地下鉄 運賃 公共交通機関	10%	199円

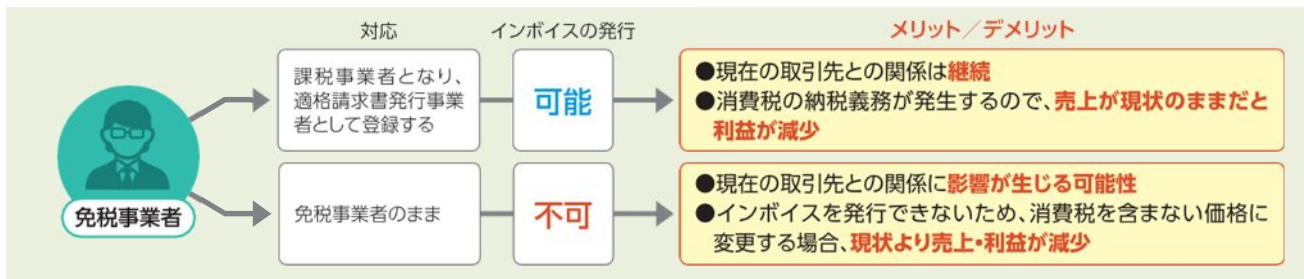
※公共交通機関特例の場合、住所又は所在地の記載は不要

## 免税事業者は課税事業者になるかを検討する

### 課税事業者になれば適格請求書を発行可能に

インボイス制度において、免税事業者は適格請求書を発行することができません。適格請求書を発行できないということは、取引相手となる買い手が、その免税事業者からの仕入で発生する消費税について、仕入税額控除ができないということです。こうして仕入税額控除ができないことを理由に、買い手は免税事業者との取引に対して、「停止の検討」を行うといった事象が発生する可能性があります。

そのため、免税事業者は、「免税事業者のままなのか」「課税事業者になって適格請求書を発行できるようにするか」を考える必要があります。ただし、その選択の際には、それぞれのメリット・デメリット(下の図)をしっかりと理解して検討すべきです。取引先との関係に加え、自社の売上や利益にも影響が及ぶため、慎重に判断しましょう。

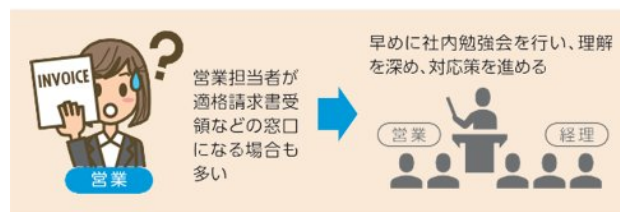


## 経理、営業向けの社内勉強会開催する

### 営業担当者も学ぶのがポイント

では、買い手の立場で行っておくべきことは何でしょうか。現時点で実施することが望ましいのが、税理士など外部講師を招いたインボイス制度の社内勉強会の開催です。勉強会に参加する対象は経理担当者にとどまらず、営業担当者も一通り学んでおく必要があります。売り手となる取引先から適格請求書を受領するのは営業担当者である場合も多く、制度のポイントを知っておくことは非常に重要だからです。万が一、受領した適格請求書に不備があったり、受け取るのを忘れていたりした場合、仕入税額控除ができなくなります。

社内勉強会は、事前に理解を深め、できることから対応策を進める意味でも、2022年の早い時期に実施しておくのと良いでしょう。



## 取引先に登録の状況、請求書の必要項目の記載を確認

### 各事業者の登録状況は公表サイトで確認できる

適格請求書発行事業者の登録申請は2023年3月31日までとなっているため、同年4月以降には取引先が登録済みかどうか、また取引先が発行する予定の適格請求書に必要な項目が記載されているかどうかを、確認することが重要となります。同年10月にインボイス制度がスタートした時に、取引先が登録していないことが発覚した場合、仕入税額控除ができないという被害を被ることになります。

各事業者の登録の状況は、国税庁が運営する「インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」で、検索して調べることができます。しかし、取引先が多い場合、一つひとつを毎回調べるのは、経理担当者の大きな負担となります。

状況の確認では、営業担当者が取引先に直接尋ねる方法もあ

ります。ですが、これも手間が掛かるという意味では変わりません。さらに、適格請求書の記載事項に不備がないかは、直接現物を確認することが望ましいです。インボイス制度開始後に確認するのでは遅く、できる限り前倒しで行っておくことが肝心です。

取引先の法人番号を入力すると登録の状況を確認できる



国税庁 インボイス制度 適格請求書発行事業者公表サイト

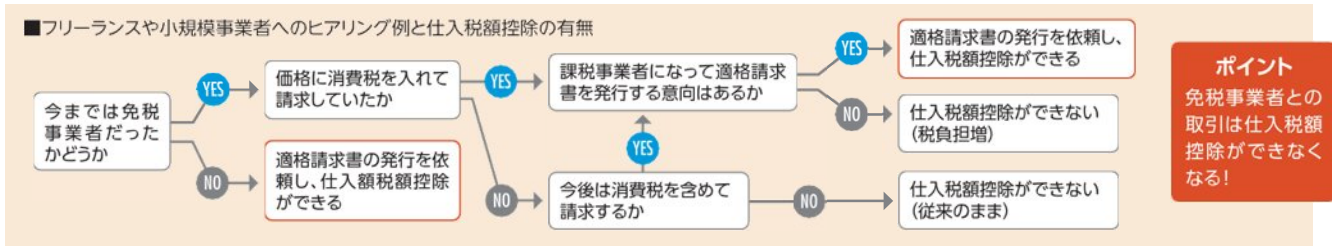
インボイス制度開始前 ▶2023年1月～

## 買い手 免税事業者とのコミュニケーションは早めに

### 相手が免税事業者のままなら買い手は負担増になる

フリーランスや副業を行う個人、小規模事業者から商品やサービスを仕入れていることもあるでしょう。そうした場合、まず相手が免税事業者であるかを確認する必要があります。免税事業者だった場合、今後課税事業者になって適格請求書を発行する意向はあるかなど、事前にヒアリングを行うことが重要となります。

相手が課税事業者になり、適格請求書を発行するのであれば、仕入税額控除ができます。問題は課税事業者にならない場合です。この場合、従来行っていた仕入税額控除ができなくなり、買い手の税負担増となります。ヒアリングや課税事業者にならない場合のコミュニケーション(交渉)は時間が掛かる可能性があり、早めに始めることが肝心です。



### ただし、仕入税額控除不可には経過措置がある

インボイス制度開始後、免税事業者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入については、制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%、その後の3年間は仕入税額相当額の50%を控除可能とする経過措置が設けられています。しかし、2029年10月1日からは、全額が控除不可となります。



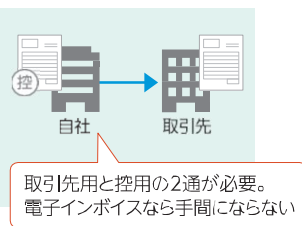
インボイス制度開始後 ▶2023年10月～

## 売り手 適格請求書を発行し、控えを保存する

### 紙では保存するスペースと手間が余計に必要

インボイス制度開始後、受注者となる売り手側は、取引ごとに適格請求書を発行し、取引先に提供していくことが重要となります。紙に印刷して手渡しや郵送で提供するか、「電子インボイス(請求書の電子化)」でメールやシステムを介して提供することになります。

紙で保存する必要があります。紙での保存を選んだ場合、従来よりも余計に保存するスペースや労力が割られることになります。その点、電子インボイスであれば、電子データのままの保存も可能です。



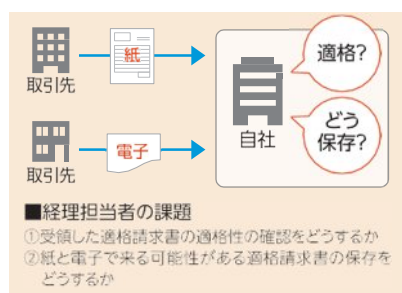
インボイス制度開始後 ▶2023年10月～

## 買い手 受領した適格請求書を保存する

### 適格請求書に不備がないか必ず確認

インボイス制度開始後、発注者となる買い手側は、売り手が適格請求書発行事業者であれば、取引ごとに適格請求書を受領することになります。その際、「登録番号は正しいか」「記載事項に不備はないか」「消費税の税区分は正しく記載されているか」を確認する必要があります。その上で、仕入税額控除を受けるためには、受領した適格請求書を必ず保存しておく必要があります。しかし、登録番号が正しいかなどを毎回確認するのは、負担となることが予想されます。さらに悩ましいのが、取引先からは適格請求書が紙で来る場合

と電子インボイスで来る場合の2パターンが想定されることです。その場合、紙と電子(パソコン)の2か所で保存するのは、混乱が生じるため、対策が必要です。



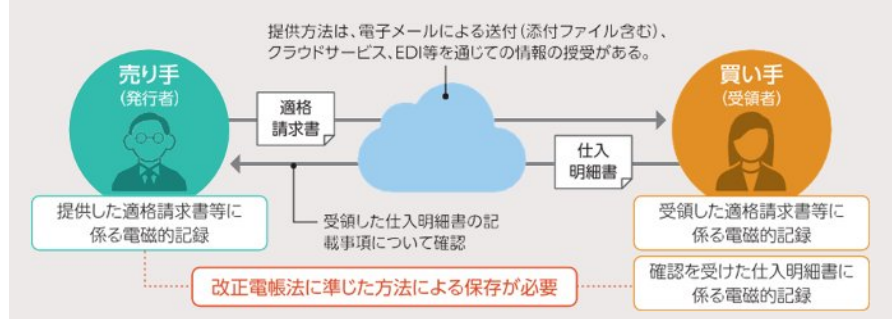
# 電子インボイス(請求書電子化)に対応したシステムを検討する

## 電子インボイスなどのデジタル化で負荷を軽減

インボイス制度がスタートすると、やるべき業務が格段に増えることが理解できたかと思います。こうした状況に備えて行うべきなのが、電子インボイスの導入を含めた経理業務のデジタル化です。煩雑な業務が増える中、デジタル化を行えば、圧倒的に作業量が減ります。

まず、前提として、**適格請求書は、その記載事項について、電磁的記録(いわゆる電子インボイス)による提供も可能となっています。**この際、売り手が提供、あるいは買い手が提供を受けた電磁的記

録については、改正電子帳簿保存法に準じた方法による保存が必要となります。



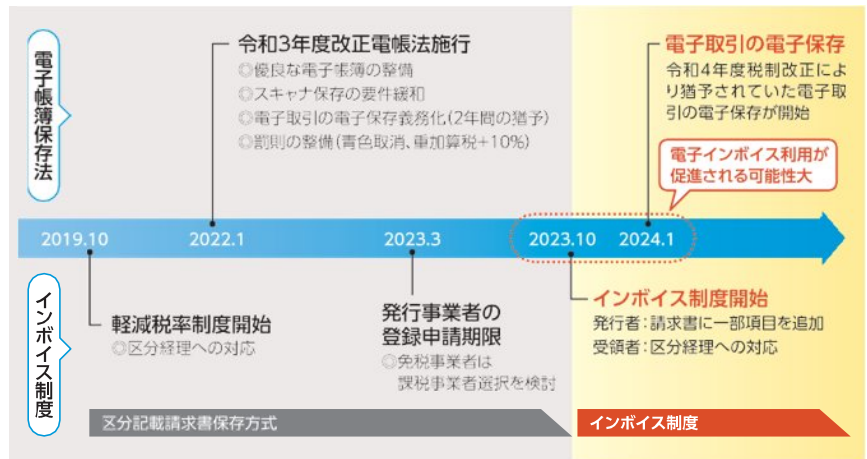
## 改正電帳法向け、電子インボイス導入が加速

今後、電子インボイスを導入する事業者は増えてくることが予測されます。その背景にあるのが、インボイス制度が導入される翌年の24年1月に、改正電子帳簿保存法によって電子取引での電子保存の義務化がスタートすることです。

この改正電帳法によって、電子データで受領した電子インボイスを紙で保存することができなくなります。したがって、適格請求書が紙と電子の両方で来る場合、一カ所での保存するには、基本的に保存先は電子に一本化せざるを得なくなるわけです。そこで、経理担当者は紙の適格請求書をスキャンして電子化し、保存することになります。

ただ、紙をスキャンして電子化する作業は手間を要します。そのため、電子インボイスを導入している企業は取引先に対して、「請求書は電子インボイスで送るよう」とリク

エストすることが考えられます。あるいは、電子インボイスに対応している事業者との取引を、優先する可能性もあるでしょう。こうして、電子インボイスの普及が加速することが予想されるのです。



## 電子インボイスをきっかけに取引全体もデジタル化へ

電子インボイスを導入することにより、経理担当者を中心に事業者は下の図に示した5つのメリットを享受できます。

さらに、電子インボイスの導入によるメリットは、こうした経理業務の負荷が減ることにとどまりません。これを機に他の業務も連携させ、一気にデジタル化を広げることも視野に入ります。請求から支払、そして、その後のプロセスである入金消込といった経理業務をデジタルデータでつなげ

ることで、バックオフィス業務が効率化できます。また、その前のプロセスである見積・契約・受発注のデジタル化を促進することで、「取引全体のデジタル化」も可能になります。



\*電子署名(eシール)は、将来的に導入が予定されている



2023年  
1月に  
対応予定

# インボイス制度・電子インボイスのことは 奉行クラウドにお任せください！

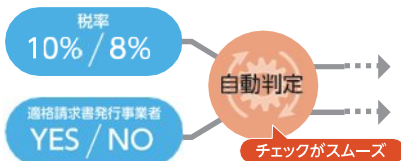
システム完全対応

安心サポート

## 奉行クラウドの特長

### ● 効率性

伝票起票での税率や、適格請求書発行事業者以外の判定を自動化でき、消費税の計上後のチェック業務もスムーズに



### ● 柔軟性

請求書や納品書などの項目を自由に変更し、適格請求書(インボイス)の要件に柔軟に対応



### ● 将来性

電子インボイスへの切替、Peppol<sup>(\*)</sup>対応など、将来にわたりインボイスへ対応



※「Peppol(ペポル)」とは、受発注や請求などの電子文書をネットワーク上でやり取りするための「文書仕様」「ネットワーク」「運用ルール」の国際規格。電子インボイスが「Peppol」に準拠することで、海外企業との取引でも国内と同様の電子インボイスでやり取りすることが可能になります。

## 勘定奉行クラウド

勘定奉行では、仕訳登録時に必要な区分経理を自動化し、仕入税額控除の自動計算により、正確な消費税申告を実現します。

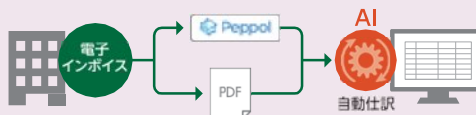
- 取引先が適格請求書発行事業者かの確認
- 納付税額の計算方法の決定(免税事業者)

### ● 仕入税額控除の経過措置対応 / 仕入税額控除の自動計算

◎仕入控除税額の計算方法を精上げ計算、割戻し計算から選択が可能となります。  
◎免税事業者(適格請求書発行事業者以外)との取引を取引区分と経過措置の控除割合をもとに自動で集計し、経過措置に基づき仕入税額控除額を自動計算します。

### ● 電子インボイスの受領と保存

受領した電子インボイスからAIが自動仕訳し、仕入税額控除の計算までの業務が自動化されます。(※PDFデータは、AI-OCRオプションで対応可能)  
また、改正電帳法の保存要件に基づき、勘定奉行クラウド上で電子保存されます。(※紙の適格請求書を受領した場合は、紙での保管もしくはスキャナ保存が必要となります。)



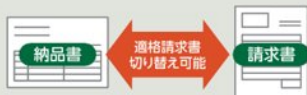
## 商蔵奉行クラウド

商蔵奉行は、インボイス制度に求められる記載要件、消費税計算方法に対応した適格請求書を発行することが可能です。

※適格請求書の電子化には「奉行Edge 請求管理電子化クラウド」が必要です。

### ● 適格請求書の決定

商蔵奉行では納品書は今のまま(区分記載請求書)にして請求書を適格請求書にしたり、その逆で納品書(納品書兼請求書)を適格請求書にしたりするなど、切り替えが可能です。



- 適格請求書への項目の追加
- 消費税の端数計算対応
- 取引先が適格請求書発行事業者かの確認
- 取引先が免税事業者の場合の経過措置
- 交付した適格請求書(写し)の保存

### ● 電子インボイスの交付機能

奉行Edge 請求管理電子化クラウドによって、電子インボイスの発行を行うことができ、企業間でやり取りする請求書の完全なデジタル化に対応します。



請求書業務を  
完全自動化できる

奉行 請求管理電子化クラウド で、さらに便利に!

※奉行クラウドは株式会社オービックビジネスコンサルタント社のクラウドサービスです。

今とこれからすべきこと「インボイス制度」徹底対策

# 請求業務のペーパーレス化

## 1 あらゆる基幹システムと自動連携

CSV・PDF・APIであらゆる基幹システムの請求データと自動連携ができ、システム連携の手間や時間がなくなります。

## 2 すべての請求書を電子化

オリジナルフォーム機能により、請求書のフォームを自由に設計できます。取引先指定請求書を含むすべての請求書を電子化できます。

## 3 改正電帳法に対応

改正電帳法に対応でき、送付時にタイムスタンプが自動付与されるため、受領側の対応負担も減らすことができます。

## 4 デジタルインボイス制度 (Peppol) に対応

2023年10月開始予定のデジタルインボイス(Peppol)に標準対応するため、安心してご利用できます。

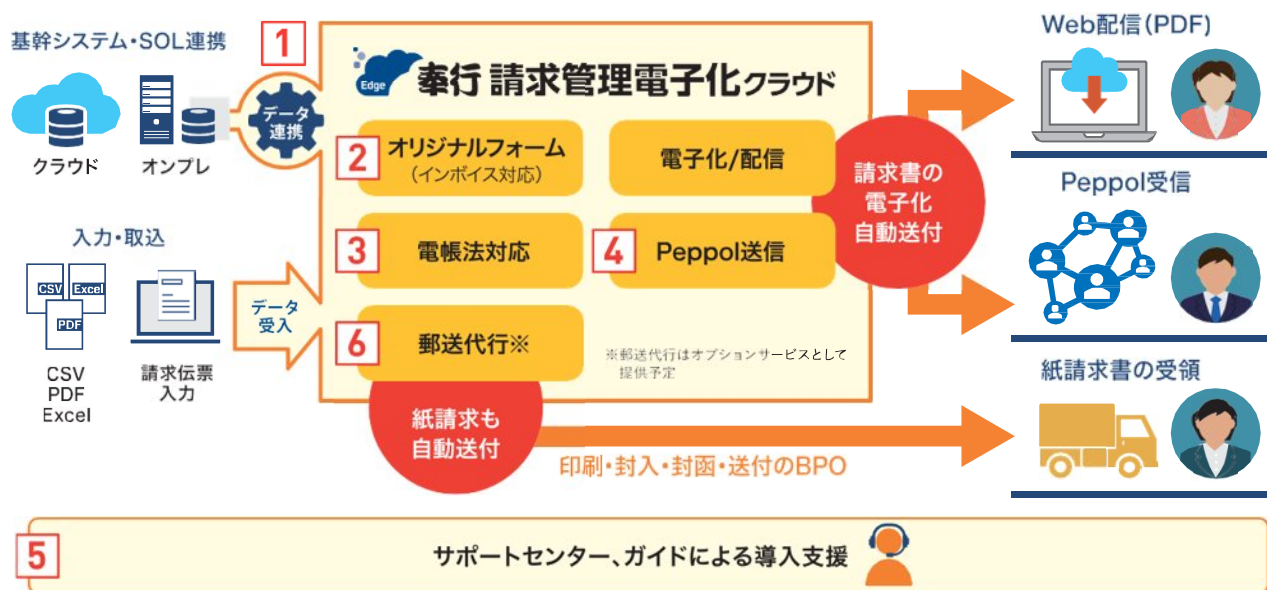
## 5 誰でもすぐに稼働できます

かんたん設計、安心のサポートでお客様自身で導入が可能です。

## 6 紙で送付の運用も併用可能

郵送代行オプション\*により、紙で送付する運用と電子化を併用することができます。\*提供予定

### ■サービス全体像



※奉行クラウドは株式会社オービックビジネスコンサルタント社のクラウドサービスです。

今とこれからすべきこと「インボイス制度」徹底対策

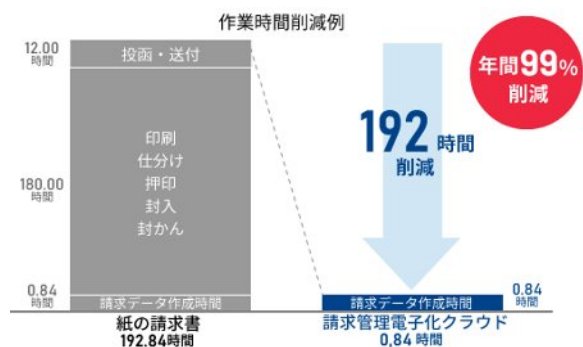
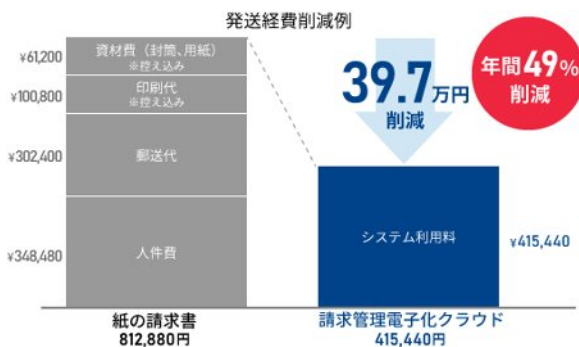
# 請求書の電子化により 印刷から送付までの削減作業がなくなる

請求書を電子化し、送付作業も自動化することで、紙の請求書送付では必要だった印刷、仕分け・封入・封かん・投函の作業がなくなり、毎月の請求業務の生産性が格段に向上します。

## 請求書送付業務プロセス



## 請求書送付業務のプロセスがなくなることで 発送経費と作業時間を大幅に削減できます



※OBC調べ 請求書発行 月300件(締め2回)、業務担当者1名の場合

## お問い合わせ

インボイス制度対策やデジタルインボイス対応を支援します！

バックオフィス業務課題に関するお悩み、業務のデジタル化を進めたいといった取り組みに関するお悩みなど、まずはお気軽にご相談ください。

<https://www.picosystem.co.jp/contact/>

コンタクト  
センターへ